

第3章

施策の体系

第3章 施策の体系

1 基本施策・重点施策について

本市の自殺対策は、「基本施策」「重点施策」の2つで構成されています。

基本施策は、「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている項目を中心としており、「4 生きることの促進要因の支援」には、本市が特に重要と考える項目を位置づけています。

重点施策は、本市の現状を踏まえ、優先して対策を行うべき対象（「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「働いている人・経営者」）への施策になります。

本市で行う関連事業は全て、この2つの施策に位置づけ、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。第4章・5章では、その詳細について説明します。



基本施策

- 1 人材の育成
(気づく・つなげる・支える)**
 - a 自治体職員の人材育成
 - b 自治体職員以外の人材育成
 - c 支援者のサポート
- 2 ネットワークの構築**
 - a 地域におけるネットワークの強化
 - b 庁内のネットワークの強化
- 3 市民への啓発・周知**
 - a 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及啓発
 - b 市民向けの講話
 - c メディアの活用
- 4 生きることの促進要因への支援**
 - a 居場所づくり
 - b 地域のつながりづくり
 - c 相談体制の充実とつなぎの強化
 - d 未来（将来の夢・生きがい）への支援
 - e 障がい児・障がい者への支援
 - f 妊産婦・子育てをしている方への支援
 - g 自殺未遂者への支援
 - h 自死遺族への支援

重点施策

- 1 高齢者への取組**
 - a 包括的な支援のための連携推進
 - b 地域における高齢者とその家族に対する支援
 - c 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 2 生活困窮者への取組**
 - a 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援
 - b 相談支援の充実
 - c 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図る
- 3 子ども・若者への取組**
 - a 子ども・若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実
 - b 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実
 - c 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - d 養育に関わる保護者への支援体制の強化
 - e 子どもの健全育成
- 4 働いている人・経営者への取組**
 - a 相談体制の充実
 - b 健康経営に関する取組